

規 則

埼玉県浦和競馬組合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

埼玉県人事委員会規則二二―一四二

埼玉県浦和競馬組合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
埼玉県浦和競馬組合の管理職員等の範囲を定める規則（埼玉県人事委員会規則二二―九九）の一部を次のように改正する。

別表職の欄中「課長」を「課長
副参事」に改め、「又は主査」を削り、「総務係長」

を「総務係長」に改める。

総務課の主任（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。）

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。